# 広栄寺文書目録

# Catalog of Koei-ji Temple Documents

名古屋大学附属図書館研究開発室 Nagoya University Library Studies

> 石 川 寛 ISHIKAWA, Hiroshi

#### **Abstract**

The Takagi Family Documents held by the Nagoya University Library are a collection of historical documents passed down through the Nishi-Takagi family, a former shogunal vassal. In addition to managing those Takagi Family documents, Nagoya University Library Studies is also engaging in inquiry about and collection of the Takagi Family Documents dispersed elsewhere. As a part of it, we surveyed and organized the old documents held by Koei-ji Temple. This paper serves as a report on this investigation and the catalog.

# Keywords

Takagi Family Documents(高木家文書),Koei-ji Temple(広栄寺)

#### はじめに

本目録は、岐阜県大垣市上石津町時山の広栄寺が所蔵する古文書の目録である。

広栄寺には、広栄寺に伝来した文書群(広栄寺が作成または授受した文書)のほかに、東高木家の旧蔵になる文書群が伝わっている。それらは広栄寺に関わる争論関係文書であり、高木家の寺院支配や広栄寺と時山村民の関係を知る上で重要な資料となっている。このため早くから注目されてきたが、これまで目録が作成されることはなかった。そこで、このたび附属図書館研究開発室が調査と整理を実施し、今後の保存環境を整え、目録を作成することにした。所蔵文書の調査・整理・研究をお許しいただいた広栄寺にまず感謝申し上げたい。

# 旗本高木家と広栄寺

高木家は、美濃国南西端の牧田川上流に位置する石津郡時・多良両郷(現・岐阜県大垣市上石津町域)の内に知行地を与えられた旗本で、西高木家(2300石)、東高木家(1000石)、北高木家(1000石)の三家からなる。知行地に在住して参勤交代をおこなう交代寄合の格式を許され、三家は多良郷宮村に陣屋を構えた。関ヶ原合戦後に上記の知行地を宛てがわれて以降、明治維新にいたるまで同地を支配し続けた。

旗本高木家に伝来した文書群のうち、西高木家 旧蔵の大部分が名古屋大学附属図書館の所蔵に帰 しており、1982年度までに5万2000点余の整理を 終え、『高木家文書目録』巻一~五<sup>(1)</sup>を刊行した。 現在は残された書状・書付類数万点の整理が進め られており、その調査報告が発表されている<sup>(2)</sup>。

東高木家旧蔵の文書群は、名古屋市蓬左文庫、 徳川林政史研究所、大倉精神文化研究所などが所蔵しており、また個人蔵のものも確認されている。 このうち広栄寺とも関連する寺社関係資料が含まれているのは蓬左文庫の「美濃高木家文書」であり、『名古屋市蓬左文庫古文書古繪圖目録<sup>(3)</sup>』において目録が公表されている。

以下では、本目録と係わりのある名古屋大学附属図書館所蔵「高木家文書」を指すときは名図、蓬左文庫所蔵「美濃高木家文書」を指すときは蓬左と略記し、必要に応じて請求番号を記すことにする。

高木家の知行地が存在した時郷は7ヶ村、多良郷は24ヶ村からなる。時郷のうち山上村は西高木家の一円支配、上村・下村・打上村・堂之上村・細野村・時山村は高木三家の相給であった。多良郷は高木三家のほか、旗本青木家および旗本別所家の知行所、尾張藩領、幕領が混在し、16ヶ村に高木三家の知行所があった。

広栄寺は牧田川の最上流部に位置する時郷時山村に所在する。時山村の石高は68石余で、元禄12 (1699)年の高木三家「知行高帳<sup>44</sup>」によると、西高木家が39石余、東高木家・北高木家がそれぞれ14石余であった。18世紀後半の家数人別御改帳<sup>55</sup>によれば、村内の家数は40軒前後、人口は175人程である。近江国と接する谷あいの村で、生業は炭焼き等の山方稼ぎが中心であった。

広栄寺の宗派は真宗大谷派である。時山村の百姓の檀那寺は他村にあり、広栄寺は天保年間に蔵林寺が建立されるまで、村における唯一の道場であった。本来、真宗の伝道組織としては道場が主であり、所属の寺や門徒から委託された看坊が管理した。そして道場に対して寺号呼称が許されると、それまでの名号または絵像の本尊を木仏に改め、宗祖等の御影を安置し、寺院としての形体を整える<sup>66</sup>。『上石津町史 通史編<sup>77</sup>』には広栄寺は延宝9(1681)年に木仏寺号が許されたとあり、『養老郡志<sup>88</sup>』は弘化2(1845)年に寺号を広栄寺と称したと記す。

美濃国において真宗大谷派の触頭は平尾御坊願証寺(不破郡)であり、その触下に25の講(近接した数ヶ村からなる組寺)を組織し、道場広栄寺は唯願寺(下村)、了覚寺(打上村)、明覚寺(上村)と七番土岐(時)講を構成した<sup>(9)</sup>。

# 広栄寺文書の伝来と現状

広栄寺文書については、東高木家文書が含まれていることから、「本学所蔵以外の高木家文書調査」の一環として1975年10月30日に名古屋大学附属図書館高木家文書調査室が調査に訪れ、東高木家旧蔵文書16点、その他の広栄寺文書21点を確認した。その成果は『高木家文書調査報告V<sup>(10)</sup>』において報告されている。

そこでは前者の東高木家旧蔵文書について、「時山村における、寺をめぐる諸事件を示すものである」とした上で次のように評している。

本学所蔵文書のなかにも、これらの事件に関する文書が多くある。時山村は三高木家相給の地であり、これらの事件には領主による対応のしかたのちがいが微妙に反映していた。したがって、今回採集した史料によって、東高木家側の対応を知りうるであろうし、事件の理解がより深くなる可能性を得たといえる。

また、後者のその他の広栄寺文書についても 「近世における高木家の寺院支配を考えるばあい に参考となるべき文書であろう」と紹介している。

調査においてはこの他に、「元来は前者〔東高木 家旧蔵文書〕のみが納められていたであろう頑丈 な木箱」の存在も確認し、その木箱の蓋に次のよ うな墨書があったことを報告している。

(表) 時山邑 道 場 一件

預り納戸方

(裏)

高木大内蔵貞教代改納之者也 永々麁略不可有候于時文政 十二年己丑仲春

> 納戸 川添本務 改之 三輪多物

東高木家では、「時山邑道場広栄寺一件」についての文書を、文政12 (1829)年に高木貞教(東高木家11代)が確認の上、納戸方によってこの木箱に収納したことがわかる。それが広栄寺に移譲されたことで、東高木家旧蔵文書が広栄寺に伝来しているのである。ただし、それらが、いつ、どのような理由で東高木家から広栄寺に移譲されたのかは資料が残っていないのではっきりしない。

『高木家文書調査報告 V』で報告された木箱は 広栄寺に現存しているが、現在は木箱に東高木家 旧蔵文書は納められておらず、2016年7月に調査 したときは次のような状態になっていた。

- ①段ボール箱に収納して風呂敷で包む(通番  $1 \sim 90$ )。
- ②化粧箱に収納して風呂敷で包む(通番91~ 188、このうち91~128は大垣別院再建事 務局の封筒、129~165は仏教大学の封筒

に収納)

③木箱 (近代の資料群を収納)

元来木箱に入ってたと思われる東高木家の「時山邑道場広栄寺一件」文書は、その他の広栄寺伝来文書とともに、①と②に混在していた。そして木箱(③)には比較的新しい時代の資料が収納されていた。広栄寺文書は早くから注目され、調査・閲覧に訪れる人も少なくなかったようで、そうしたなかで原秩序が崩れてしまったものと思われる。

今回の調査では、比較的新しい時代の私的な文書が大半を占めた③については遠慮し、①②の古文書群を調査・整理した(ただし、③に存在した近世文書1通は①に含めて整理した)。

整理にあたっては、古文書 1 点ごとに通番を付けて中性紙封筒に詰め、さらにアーカイバルボードの文書箱に収納した。枝番を含めると総点数は263点となった。1975年調査のときに確認した数を遥かに超える文書が確認された。

整理した文書については、標題・内容・年月日・作成・宛名・形態などの文書情報を採録するとともに、すべてデジタル撮影をおこなった。その上で、他の高木家文書との統一的な把握を目指し、名図の『高木家文書目録』の分類項目を適用して内容分類をおこなった。また、理解の助けになると思われる名図と蓬左の広栄寺に関する文書については「参考」として目録に記載した。

#### 広栄寺に関わる争論関係文書

広栄寺が所蔵する東高木家旧蔵文書は、宝暦9 (1759) 年にはじまり寛政3 (1791) 年に結着した広栄寺 (時山村道場) に関わる争論関係文書が中心をなしている。それに該当すると思われる文書は「B支配-11寺社-(6)出入 に分類した。

名図の「B支配-11寺社-(6)出入」には、寺社をめぐる争論に関する文書が、補遺も含めると、1100点程存在する<sup>(11)</sup>。その過半を占めるのが時山村の道場広栄寺をめぐる争論関係文書である。これらの文書により争論の推移や西高木家の対応が詳細に検討されてきた。他方で蓬左の「(二)支配-9寺社-(6)出入」に分類された文書は20点に満たないため、東高木家の対応については十分な検討ができなかった。広栄寺文書はそうした不足を補うことができる資料として貴重である。

宝暦 9 (1759) 年にはじまる争論は、時郷にある寺院の門徒であった時山村の村民たちが、信仰の場であった道場(広栄寺)に結集して自立を企てようとしたことが発端となり始まった(時山村百姓師檀出入一件)。宝暦13 (1763)年には、時山村の門徒と時郷の僧侶およびその門徒との間で暴力沙汰となり、評定所へ提訴された。これは内済したものの(済口証文は名図「B-11-(6)-72-あ」)、その事後処理をめぐって、強く干渉した西高木家と時山村百姓の間で争いとなり、明和元(1764)年11月には百姓たちが大挙して江戸に出訴する事態に発展した(時山村百姓江戸出訴一件)。

宝暦の師檀出入については好井淳氏が広栄寺文書も活用して詳しく検討しており<sup>(12)</sup>、また明和の江戸出訴一件については、旗本領主権力の特質を研究する格好の素材として、西田真樹・伊藤孝幸の両氏により検討がなされてきた<sup>(13)</sup>。本稿でもこの三氏の論稿に多くを拠っている。

ただし、広栄寺文書の争論関係文書は、宝暦年間のものから存在するが、どちらかと言えば安永年間以降のものが多い。それは、この問題が江戸出訴以降もくすぶり続け、安永3(1774)年に高木大炊(東高木家8代)が「貰請」して、その解決が東高木家に一任され、寛政3(1791)年に最終的な結着をみたからである。解決まで長い年月を要した争論の後半期に関しては、これまで研究がされてこなかったが、広栄寺文書によって東高木家が「貰請」して以降の動向がわかるようになった。

なお、騒動が始まった宝暦期の当主は、西高木 家が9代新兵衛篤貞、東高木家は7代内膳貞往、 北高木家が10代玄蕃貞明および11代一学貞一であ り、その後東高木家は、大炊貞歳(~安永9〔1780〕 年11月)、右膳演貞(~天明元〔1781〕年6月)、 中務貞直(千之助、~文政6〔1823〕年3月隠居) と代替わりし、次の大内蔵貞教のときに「時山邑 道場広栄寺一件」文書が木箱に収納された。

ところで、高木大炊へ時山惣道場支配を一任した安永3年4月の一札(広栄寺文書91)、寛政2年に時山村道場一件について作成された双方熟談証文と古例書(蓬左「高ナ55・34,22」)の三通を写したものが名図に存在する(名図「B-11-(6)-127-あ~う」)。この三通を収納する包紙の内側には次のように経緯が書き留められていた。

文政十丁亥年**ゟ**時上村明覚寺与時山村旦家与 弔之義ニ付少々入組有之候ニ付古書類吟味い たし候得共、済口分り兼候ニ付、内々東様江 問合せ候処、此三通共東様ニ本紙印付有之候 ニ付、写置双方へ右之旨申渡置候也

文政十一子二月

大嶽半之進

三輪右衛門 改入ル

文政11 (1828) 年に時山村百姓と檀那寺である 明覚寺 (時郷上村) の間で争いがあったとき、東 高木家が所有していた争論関係文書が参照された のである。「時山邑道場広栄寺一件」文書が整理さ れ収納されたのはこの翌年のことであった。

現在の広栄寺には、木箱が作成された文政12 (1829) 年仲春以降の出入に関する文書も伝来している。それは文政12 (1829) 年9月に焼失した広栄寺の再建をめぐる一件や天保2 (1831) 年の新道場(蔵林寺)の移転をめぐる一件に関する文書などである。それらも「B支配-11寺社-(6)出入」に分類した。

### その他の広栄寺文書

「B支配-11寺社-(6)出入」以外の寺院に関する文書についても、『高木家文書目録』の分類項目にしたがい「(1)由緒」「(2)住職」「(3)殿地」「(4)勤行祭式」「(5)檀家」「(7)その他」に分類した。

「(1)由緒」は明治期に作成された寺院明細書や境内外地取調書で、広栄寺と蔵林寺のものが残っている。蔵林寺については、広栄寺の山村順龍住職が蔵林寺住職を兼務していた関係から文書が伝わったものと思われる。

「(2)住職」は御伝鈔(親鸞絵伝から詞書を抄出したもの)や金入輪袈裟着用、飛檐出仕などについての本山東本願寺の許可書(御印書)、大正期の蔵林寺の後継住職問題に関わる文書、了覚寺代務に関する文書が主な内容である。

「(3)殿地」は、土地や堂宇に関する文書である。 ここでは、土地の売渡し証文、本堂類焼と再建・ 普請に関する文書を収めた。

「(4)勤行祭式」は寺社の宗教活動に関する文書である。寛政9 (1797)年から明治5 (1872)年にいたる「当院(山)記録」三冊は、広栄寺の活動を知るうえで貴重な記録である。このほか、十

六日講・和讚講に関する文書や葬儀依頼書などが ある。

「(5) 檀家」は、永代経志に関する文書、分檀証 札などである。広栄寺への檀家の移転や広栄寺か らの離檀については明治5 (1872) 年以降におこ なわれたようで、証札からはその経緯を知ること ができる。

「(7)その他」には、広栄寺に関する金銭の書付 (請求・領収書)、書状などを収めた。

この他、宗門一札や宗旨送り状など戸口に関する文書があり、送り状は文化15(1818)年から明治2(1869)年までの期間で残っていた。また、幕府による寛政元(1789)年の僧侶風俗取締令写が1通あった。これらについては「A領地-2戸口」の各項目および「B支配-4法令-(1)幕法」に分類した。

- (1) 名古屋大学附属図書館高木家文書調査室、高木 家文書目録刊行調査室、1978~83年。
- (2) 伊藤孝幸「高木家文書調査報告(補遺の一~六)」 (『名古屋大学古川総合研究資料館報告』7~ 12、1991~96)。秋山晶則「高木家文書調査報告(補遺の七~十)」(『名古屋大学古川総合研究 資料館報告』13~15、『名古屋大学博物館報告』 16、1997~2001年)。
- (3) 名古屋市教育委員会、1976年。
- (4) 『上石津町史 史料編』(上石津町、1975年) 37号 文書。
- (5) 名図「A-2-(1)-20,22,25」。
- (6) 千葉乗隆『真宗教団の組織と制度』(同朋舎、 1978年)。
- (7) 上石津町、1979年、888頁。
- (8) 岐阜県地方改良協会養老郡支会、1925年、644~ 645頁。
- (9) 『岐阜県史 史料編 近世八』(岐阜県、1972年) 186号文書。細川道夫「近世美濃における本願寺 教団の組織」(『岐阜史学』60、1972年)。
- (10) 名古屋大学附属図書館高木家文書調査室、1976 年
- (11) 前掲『高木家文書目録』二および「高木家文書 調査報告」の補遺の二・五・九による。
- (12) 好井淳「近世中期一山村の惣道場について一美 濃国石津郡時山村師檀出入一」(1975年度名古屋

大学文学部卒業論文)。

(13) 伊藤孝幸『交代寄合高木家の研究』(清文堂、2004年)、同『江戸出訴への領主の対応』(溪水社、2006年)。西田真樹「明和期農民闘争と幕藩権力ー美濃国旗本領における集団「退去」をめぐって一」(『名古屋大学文学部研究論集』 史学26、1980年)

### 追記

本稿は科学研究費補助金基盤研究 (B) 「旗本高木家文書を中心とした分散資料の統合と共有化に関する研究」(研究課題番号:15H03237) による成果の一部である。

大項目	中項目	小項目	整理番号	標題	年月日	西暦	作成
A領地	2 戸口	(3)宗門一札	1	[本寺宗門証文雛形]	何何月		時郷時山村・東本願寺宗道 場・無住、時郷上村・西本 願寺宗道場・誰印
A領地	2 戸口	(6)送り状	1	送り状之事(宗旨送り手形)	文化十五戊寅年三月	1818	江州彦根・来迎寺⑪
A領地	2 戸口	(6)送り状	2	寺送一札之事 (宗旨送り手形)	文政三辰正月	1820	不破郡若森村·東本願寺宗· 浄宝寺印
A領地	2 戸口	(6)送り状	3	宗門送り手形之事	天保五年午	1834	同(近江)国同(犬上)郡 四十九院村・唯念寺役方・ 薩摩文庫⑪、恵林寺卿
A領地	2 戸口	(6)送り状	4	送り一札之事 (宗旨送り手形)	天保十一年子九月	1840	養泉寺印
A領地	2 戸口	(6)送り状	5	送り一札之事 (宗旨送り手形)	嘉永元年申九月	1848	勢州桑名領市場村庄屋・杉 山左九郎印、同村・覚勝寺 印
A領地	2 戸口	(6)送り状	6	送り一札之事 (宗旨送り手形)	嘉永七年寅四月	1854	江州犬上郡多賀・西徳寺印
A領地	2 戸口	(6)送り状	7	宗旨送り手形一札之事	安政二年卯七月	1855	江州犬上郡保月村・西本願 寺直参・照西寺印
A領地	2 戸口	(6)送り状	8	送り一札之事 (宗旨送り手形)	安政四年巳正月	1857	市場村庄屋·杉山左九郎@、 同村·覚覚寺@
A領地	2 戸口	(6)送り状	9	送一札之事 (宗旨送り手形)	安政五年午六月	1858	濃州石津郡時山村·広栄寺
A領地	2 戸口	(6)送り状	10	送一札之事 (宗旨送り手形)	文久三年癸亥九月 十三日	1863	江州犬上郡東沼波村·光照 寺@
A領地	2 戸口	(6)送り状	11	受取一札之事 (当村にて宗門帳に 書載)	元治二年丑正月	1865	彦根様御領分・江州愛知郡 今在家村庄屋・岸善兵衛⑪、 横目・助七卿、白鹿背山・ 東光寺卿
A領地	2 戸口	(6)送り状	12	宗旨送り一札之事	慶応三年卯正月	1867	勢州員弁郡白瀬市場村・覚 勝寺印
A領地	2 戸口	(6)送り状	13	寺送り手形一札	明治二年巳八月日	1869	江州坂田郡布施村・円立寺 即
A領地	2 戸口	(6)送り状	14	宗旨送り一札之事 (案文)			(広栄寺)
A領地	2 戸口	(6)送り状	15	送り一札			市場村方
A領地	2 戸口	(6)送り状	16	寺送り手形一札			
B支配	4 法令	(1)幕法	1	〔僧侶風俗取締の幕府触書写〕	寛政元年三月日	1789	
B 支配	11 寺社	(1)由緒	1	〔蔵林寺明細書〕	(明治五年) 壬申 九月	1872	美濃国石津郡時山村・蔵林 寺邸
B 支配	11 寺社	(1)由緒	2	〔蔵林寺明細書〕			
B支配	11 寺社	(1)由緒	3	〔広栄寺明細書〕			
B支配	11 寺社	(1)由緒	4	記(蔵林寺境外所有地取調)			上石津郡時山村·蔵林寺檀 家総代·三輪善之介、右寺 住職·山上信行、戸長·川 添太二郎
B支配	11 寺社	(1)由緒	5	記(蔵林寺境内所有地取調)			上石津郡時山村·蔵林寺檀 家総代·川添善之助⑪
B支配	11 寺社	(2)住職	1	僧分人別帳入			時郷・唯願寺
B支配	11 寺社	(2)住職	2	〔唯願寺明願につき書付三通写、 召放慎隠居仰せ付け、逼塞御免の 申渡覚、御詫願い〕	(酉、戌)		
B支配	11 寺社	(2)住職	3	御印書			

宛名	形態	点数	備考	一括情報	請求	番号
	竪紙	1	端裏書「西御屋敷」		広栄寺	28
濃州石津郡時山村·広栄寺 殿	竪紙	1			広栄寺	108
時山村・御寺院	竪紙	1	包紙「寺送一札之事 若森村浄宝寺」		広栄寺	118
濃州石津郡時山村・光縁(マ マ)寺殿	竪紙	1			広栄寺	119
広栄寺殿	竪紙	1			広栄寺	100
多良領時山村・広栄寺殿、 同村庄屋・政右衛門殿	竪紙	1			広栄寺	110
濃州石津郡時山村・広栄寺 殿	竪紙	1			広栄寺	109
濃州石津郡時山村・広栄寺 殿	竪紙	1	包紙「宗旨送り手形壱通」		広栄寺	115
濃州時山村·光(ママ)栄寺 殿、御役人衆中	竪紙	1			広栄寺	111
江州神崎郡金堂村·弘誓寺 殿	竪紙	1	包紙「宗門手形一通 濃州石津 郡時山村広栄寺」		広栄寺	116
濃州石津郡時山村・広栄寺 殿	竪紙	1	包紙「寺送一札」		広栄寺	114
高木大内蔵様御知行所・美 濃国石津郡時山村・広栄寺 殿、御役人衆中	竪紙	1			広栄寺	117
濃州時山村·広栄寺殿、御 役人衆中	竪紙	1			広栄寺	106
濃州時山・光(ママ)栄寺殿	竪紙	1			広栄寺	107
(照福寺)	竪紙	1	端裏書「照福寺送之案」		広栄寺	105
	包紙	1			広栄寺	112
	包紙	1			広栄寺	156
	切紙	1			広栄寺	23
岐阜県御役所	竪紙	1	綴じ穴あり		広栄寺	148
	竪紙	1	「養老郡時山尋常小学校」罫紙	153~154重折一括	広栄寺	153
	竪紙	1	「養老郡時山尋常小学校」罫紙	153~154重折一括	広栄寺	154
	竪紙	1	罫紙2紙、綴じ穴あり	155-1 ~ 2 重折一括	広栄寺	155-1
	竪紙	1	罫紙、綴じ穴あり	155-1 ~ 2 重折一括	広栄寺	155-2
	紙袋	1	「名図・B-11-(2)-55」参照	66-1 ~ 20 紐一括、66-1 で 66-2 ~ 20 を巻く	広栄寺	66-1
	切紙	1	前欠	۵۷ د کتا /	広栄寺	80
	包紙			128-1 ~ 3 包紙一括	広栄寺 ~3	128-1

大項目	中項目	小項目	整理番号	標題	年月日	西暦	作成
B支配	11 寺社	(2)住職	4	〔飛檐継目の出仕御免につき御 印書〕	天保十年己亥五月 十八日巳上刻	1839	栗津陸奥介元淳(花押)、 下間式部卿法眼頼功(花押)
B支配	11 寺社	(2)住職	5	〔御伝鈔御免につき御印書〕	天保十年五月廿二 日	1839	栗津陸奥介元淳(花押)、 下間式部卿法眼頼功(花押)
B支配	11 寺社	(2)住職	6	〔御伝鈔御免により其方へ伝授 仰せ付けにつき書付〕	天保十年亥五月廿 二日	1839	集会所印
B支配	11 寺社	(2)住職	7	御領主様御添簡左之通り(本山より高木大内蔵へ差し向けの御木仏尊像・九字十字御名号を飛檐広栄寺へ引き移し願う)	(嘉永七年)四月 廿二日	1854	山田基左衛門、佐野保兵衛、 藤田与三左衛門
B支配	11 寺社	(2)住職	8	覚 (飛檐出仕冥加御礼金書上)	□ (嘉ヵ) 永七年 寅五月廿三日		極印所印
B支配	11 寺社	(2)住職	9	御剃刀御礼 (白銀五両上納)	嘉永七年寅五月廿 六日	1854	集会所印
B支配	11 寺社	(2)住職	参考	時山邑広栄寺義燈年十八才飛檐継 目願一件書類	文久弐戌年十月ヨ リ十一月迄	1862	東御役所
B支配	11 寺社	(2)住職	10	〔飛檐出仕許可につき書付〕	明治廿六年十二月 八日	1893	執事・渥美契縁印
B支配	11 寺社	(2)住職	11	[財務整理進納につき賞許の書付]	明治三十一年三月 廿八日	1898	(印、本山寺務所)
B支配	11 寺社	(2)住職	12	〔財務整理献金につき准素絹出仕 の一代許の書付〕	明治三十九年四月 六日	1906	・
B支配	11 寺社	(2)住職	13	〔財務整理献金につき其寺定永世 助音地寺跡へ恩許の書付〕	明治四十一年一月 八日	1908	寺務総長・大谷勝信印
B支配	11 寺社	(2)住職	14	〔財務整理献金につき金入咒字袈 裟茶紐の一代許着用の書付〕	明治四十一年一月 八日	1908	寺務総長・大谷勝信印
B支配	11 寺社	(2)住職	15	〔財務整理献金につき金入輪袈裟 の一代許着用の書付〕	明治四十一年一月 八日	1908	寺務総長・大谷勝信印
B支配	11 寺社	(2)住職	16	〔寺例により許助音の書付〕	明治四十二年二月 十二日	1909	寺務総長・大谷瑩誠印
B支配	11 寺社	(2)住職	17	[依願により寺例の通り奥参上恩 許の書付]	明治四十二年二月 十二日	1909	寺務総長・大谷瑩誠印
B支配	11 寺社	(2)住職	18	〔遠忌志献金につき柳色素絹道服 法服同色紋の一代許着用の書付〕	明治四十四年七月 七日	1911	寺務総長・大谷瑩誠印
B支配	11 寺社	(2)住職	19	[宗祖大師六百五十年御遠忌につき紀念として紫紋五条袈裟の一代 着用恩許の書付]	明治四十五年四月 廿八日	1912	寺務総長・大谷瑩誠印
B支配	11 寺社	(2)住職	20	蔵林寺事件書類在中	大正□□年七月廿 七日		美濃国大垣市伝馬町・大谷 派大垣教務所、大垣教務所 長・春日現祐印
B支配	11 寺社	(2)住職	21	〔蔵林寺入寺希望者につき書状〕			
B支配	11 寺社	(2)住職	22	上申書 (蔵林寺の後継住職問題 につき取り計らいに預かりたい)	大正十一年五月 日	1922	右蔵林寺兼務住職・山村順 竜⑪
B支配	11 寺社	(2)住職	23	〔蔵林寺の件解決方につき無条 件委任書提出依頼の通知書〕	大正十一年六月三	1922	大垣教務所長・春日現祐印
B支配	11 寺社	(2)住職	24	委任状 (蔵林寺の件を無条件で 一任)	大正十一年六月 十七日	1922	右蔵林寺兼務住職・山村順 竜@
B支配	11 寺社	(2)住職	25	事実書(蔵林寺住職死亡以来の 実況事実箇条書)			
B支配	11 寺社	(2)住職	26	申渡覚書(山上姓継承問題につ き裁決)			
B支配	11 寺社	(2)住職	27	申渡覚書(山上姓継承問題につ き裁決)	大正十一年八月八 日	1922	大垣教務所印

宛名	形態	点数	備考	一括情報	請求	番号
丹州氷上郡歌道谷村·慶徳 寺·卅六歳·義成	折紙	1		128-1 ~ 3 包紙一括	広栄寺	128-2
丹州氷上郡歌道谷村·慶徳 寺·三十六歳·義成	折紙	1		128-1 ~ 3 包紙一括	広栄寺	128-1
丹州氷上郡歌道谷村・慶徳 寺・義成江	切紙	1		128-1 ~ 3 包紙一括	広栄寺	128-3
净林坊様、盛林寺様、福成 寺様	切紙	1	「蓬左・高ナ54・78 (1)」参照		広栄寺	161
濃州・広栄寺殿	切紙	1			広栄寺	56
濃州石津郡時山村・広栄 寺・義成	切紙	1	包紙「御剃刀台紙 みの広栄寺」		広栄寺	85
	紙袋一括	(7)		1~7紙袋一括	蓬左·高 54·78	
美濃国上石津郡時山村·広 栄寺衆徒·山村順龍	切紙	1		73~75重折一括	広栄寺	73
美濃国養老郡時村・広栄寺 副住職・山村順龍	切紙	1		73~75重折一括	広栄寺	74
美濃国養老郡時村·広栄寺 副住職·山村順龍	切紙	1			広栄寺	177
美濃国養老郡時村・広栄寺	切紙	1			広栄寺	179
美濃国養老郡時村·広栄寺 住職·山村順龍	切紙	1			広栄寺	178
美濃国養老郡時村·広栄寺 住職·山村順龍	切紙	1		180~183重折一括	広栄寺	181
美濃国養老郡時村·広栄寺 住職·山村順龍	切紙	1		180~183重折一括	広栄寺	180
美濃国養老郡時村·広栄寺 住職·山村順龍	切紙	1		180~183重折一括	広栄寺	182
美濃国養老郡時村·広栄寺 住職·山村順竜	切紙	1		73~75重折一括	広栄寺	75
美濃国養老郡時村·広栄寺 住職·山村順龍	切紙	1		180~183重折一括	広栄寺	183
山村順竜殿	封筒			166-1 ~ 9 封筒一括	広栄寺 ~ 9	166-1
	竪紙	1	2 紙	166-1 ~ 9 封筒一括	広栄寺	166-3
大垣教務所長・春日現祐殿	竪紙	1	野紙	166-1 ~ 9 封筒一括、166-4 ~ 7 重折一括	広栄寺	166-4
山村順龍殿	切紙	1	「大垣教務所」罫紙	166-1 ~ 9 封筒一括	広栄寺	166-1
教務所長・春日現祐殿	竪紙	1	野紙	166-1 ~ 9 封筒一括、166-4 ~ 7 重折一括	広栄寺	166-5
	竪紙	1	罫紙4紙	166-1~9封筒一括、166-4~7 重折一括	広栄寺	166-6
	竪紙	1	罫紙	166-1~9封筒一括	広栄寺	166-2
	切紙	1	「大垣教務所」罫紙	166-1~9封筒一括	広栄寺	166-8

大項目	中項目	小項目	整理番号	標題	年月日	西暦	作成
B支配	11 寺社	(2)住職	28	始末上申書(門信徒が貴所長裁 決の破棄を要請するにいたり指 導と裁断を仰ぎたい、写)	大正十二年四月廿 六日	1923	村順竜印、視察・唯願寺住 職・大橋徹映印、□長・託 念寺住職・井口□竜印
B支配	11 寺社	(2)住職	29	契約書(時山明覚寺・多良村福 存寺檀徒に関する取り決め)	大正十二年八月一 日	1923	明覚寺住職・金森安丸⑩、 福存寺無住ニ付此件ニ限リ 住職代理・金森安丸⑪、蔵 林寺住職候補・加納恵海⑪、 立会人・広栄寺住職・山村 順竜⑩
B支配	11 寺社	(2)住職	30	〔一括封筒〕	九月十四日		養老郡時村・阿藤省吾
B支配	11 寺社	(2)住職	31	[書類再調の内容につき書状]	九月十四日		阿藤省吾
B支配	11 寺社	(2)住職	32	〔代務者を置きし理由等につき 書付〕			
B支配	11 寺社	(2)住職	33	[了覚寺寺院宅地・建物什物を 専想寺へ貸与した事件の訴訟経 緯につき書付]			
B支配	11 寺社	(2)住職	34	住職代務者就任届 (履歴書・証 明書・理由書同綴)	昭和十七年三月 二十三日	1942	右(了覚寺)住職代務者· 山村義順印
B支配	11 寺社	(3)殿地	1	譲り証文之事	文政五年午閏四月	1822	地主・幸右衛門卿、証人兄 弟・幸助卿、世話方組頭・ 権右衛門卿、庄屋・間平卿
B支配	11 寺社	(3)殿地	2	覚(普請料として金八両受納)	文政五年午閏四月	1822	本人·幸右衛門⑪、世話人· 権右衛門⑪、同断·幸助⑪
B支配	11 寺社	(3)殿地	3	類焼見舞毫記	文政十二丑九月四 日	1829	当山執事
B支配	11 寺社	(3)殿地	4	〔再建志追々上納につき御印の書 付〕	天保二卯二月	1831	御再建上納所印
B支配	11 寺社	(3)殿地	5	永代売渡一札之事	天保八年酉正月日	1837	売主・川添常右衛門⑪、請 人・川添定右衛門⑪、庄屋・ 川添間平⑩
B支配	11 寺社	(3)殿地	6	本堂再建奉加受納記	天保八年酉十一月	1837	濃州石津郡土岐山村・広栄 寺邸、同行・次右衛門邸、同・ 権右衛門邸、同・幸助邸
B支配	11 寺社	(3)殿地	7	永代売渡手形之事	天保十二年丑二月 日	1841	売主・川添作蔵卿、請人・ 川添孫四郎卿、庄屋・川添 弥吉卿
B支配	11 寺社	(3)殿地	8	永代売渡申地方之事	嘉永七年甲寅七月	1854	
B支配	11 寺社	(3)殿地	9	〔庫裏造営および易地の件歎願に つき書状〕	正月廿九日		広栄寺
B支配	11 寺社	(3)殿地	10	地所寺地添地証			時山村・広栄寺
B支配	11 寺社	(3)殿地	11	御領分書物			
B支配	11 寺社	(4)勤行祭式	1	当山記録	(寛政九年~弘化 四年)	1797	現住[  ]
B支配	11 寺社	(4)勤行祭式	2	当院記録 第三	嘉永元年(~文久 元年)	1848	
B 支配	11 寺社	(4)勤行祭式	3	当院記録 第四	文久二年(~明治 五年)	1862	
B支配	11 寺社	(4)勤行祭式	4	〔十六日講免状写〕	嘉永七年二月廿九 日	1854	川那部図書宗岱(花押)、 横田主水高穀(花押)

宛名	形態	点数	備考	一括情報	請求	番号
所長·春日現祐殿	竪紙	1	罫紙2紙	166-1 ~ 9 封筒一括、166-4 ~ 7 重折一括	広栄寺	166-7
	竪紙	1		166-1 ~ 9 封筒一括	広栄寺	166-9
時山・広栄寺様	封筒			164-1 ~ 4 封筒一括	広栄寺 ~ 4	164-1
山村様	切紙	1	便箋2紙	164-1 ~ 4 封筒一括	広栄寺	164-1
	竪紙	1	罫紙	164-1 ~ 4 封筒一括	広栄寺	164-3
	切紙	1	便箋	164-1 ~ 4 封筒一括	広栄寺	164-4
岐阜県知事・数藤鉄臣殿	綴	1		164-1 ~ 4 封筒一括	広栄寺	164-2
広栄寺様	竪紙	1			広栄寺	103
広栄寺様	竪紙	1	包紙「証文」		広栄寺	146
	横帳	1			広栄寺	176
時山広栄寺同行中	切紙	1	包紙「通 濃州時多良三講之内 牧田 時山広栄寺同行中」		広栄寺	9
広栄寺様	竪紙	1	欠損		広栄寺	102
国々在々	縦帳残簡	1	後欠		広栄寺	76
広栄寺様	竪紙	1	包紙「上 作蔵」		広栄寺	124
広栄寺様	竪紙	1	包紙「証文」		広栄寺	123
御役人衆中様	切紙	1			広栄寺	29
	包紙	1	野紙		広栄寺	89
	元紙袋	1		69 で 70 ~ 72 を包む	広栄寺	69
	縦帳	1			広栄寺	186
	縦帳	1			広栄寺	187
	縦帳	1			広栄寺	188
濃州石津郡時郷・御本山御 相続・十六日講中	切紙	1	端書「御免状写」		広栄寺	34

大項目	中項目	小項目	整理番号	標題	年月日	西暦	作成
B支配	11 寺社	(4)勤行祭式	5	時郷十六日講取結御消息御下附二 付写在中	嘉永七年二月廿九	1854	
B支配	11 寺社	(4)勤行祭式	6	[十六講についての書付写]	(嘉永七年) 二月 晦日	1854	善知識御判
B支配	11 寺社	(4)勤行祭式	7	御免状之写			濃州時郷・御本山御相続 十六日講中
B支配	11 寺社	(4)勤行祭式	8	〔永代二季彼岸会中読経のため思 し召しにより金弐百疋下すつき書 付〕	寅三月十七日		御本山・御経志上納所⑪
B支配	11 寺社	(4)勤行祭式	9	〔祖師聖人御影尊像拝礼の件につ き書状〕	未四月		若林判事貞弼愈、森川左門 頼純愈、浅井将曹有政⑩
B支配	11 寺社	(4)勤行祭式	10	[高木家得度祝儀の件で御返簡は 先格の通り御出につき書状]	六月十日		寺田内匠
B支配	11 寺社	(4)勤行祭式	11	記(葬儀依頼)	明治十三年七月 十五日	1880	不破郡長松村·慈応寺住職· 権少講義·鹿野霊潭⑪
B支配	11 寺社	(4)勤行祭式	12	死者取葬依頼書	明治十九年六月三 日	1886	美濃国上石津郡時山村·広 栄寺住職·山村義貞⑪
B支配	11 寺社	(4)勤行祭式	13	死亡者葬儀依頼書	明治二十年十二月 三十日	1887	美濃国上石津郡時山村·広 栄寺住職·山村義貞
B支配	11 寺社	(4)勤行祭式	14	〔一括封筒〕	(明治廿七年十一 月)	1894	平尾・願証寺
B支配	11 寺社	(4)勤行祭式	15	[報恩講執行案内につき書付]	(明治廿七年十一 月)	1894	平尾・願証寺印
B支配	11 寺社	(4)勤行祭式	16	〔五昼夜報恩講執行につき出勤 希望の書付〕	明治廿七年十一月	1894	平尾・願証寺印
B支配	11 寺社	(4)勤行祭式	17	和讚講賴母子講則			
B支配	11 寺社	(4)勤行祭式	18	和讚講規約			
B支配	11 寺社	(5)檀家	1	永代経志之事	天保六乙未九月	1835	願主・川添政右衛門⑪、同 苗・権右衛門⑪
B支配	11 寺社	(5)檀家	2	-札□事(作蔵忰死去につき御弔 願い)	天保八年酉三月	1837	庄屋・弥惣右衛門⑪、組頭・ 嘉平⑪、同・喜平⑪
B支配	11 寺社	(5)檀家	3	永代経一札之事	天保十一年子二月	1840	証人·幸三郎印、同·孫四 郎印、願主·作蔵印
B支配	11 寺社	(5)檀家	4	改正証札(蔵林寺有檀地に改正)	明治五壬申十二月 日	1872	右上組・蔵林寺檀家総代・ 三和栄吉⑪、伊藤清吉卿、 代書・三輪清蔵卿
B支配	11 寺社	(5)檀家	5	分檀証札之事(広栄寺分檀証札)	明治五壬申年十二 月	1872	時下村・大橋唯願寺印、証 人・広栄寺印
B支配	11 寺社	(5)檀家	6	一札之事(蓮光寺離檀証札)	明治七年戌四月日	1874	願主·森下分助卿、同断· 森下民之助卿、証人·川添 九右衛門卿
B支配	11 寺社	(5)檀家	7	証札 (転寺・転檀しないことを誓 約)	明治七戌年四月日	1874	石津郡時山村・川添間平⑩ (他三十七名)
B支配	11 寺社	(5)檀家	8	証札 壱通(古例の通り遵守する件ほか定)	明治七年四月日	1874	川添沖右衛門印 (他十九名)
B支配	11 寺社	(5)檀家	9	宅地譲り一札之事(私方引請の文 四郎宅地を譲る)	明治七年四月日	1874	譲り主・川添権右衛門、受 人・川添定右衛門
B支配	11 寺社	(5)檀家	10	届書一札之事(私忰を文四郎跡の相続人と定め分家するので在来通り貴寺門徒として取り扱い願う)	明治七年四月日	1874	人・川添定右衛門⑩
B支配	11 寺社	(5)檀家	11	届書一札之事(私弟が貴寺門徒広畑多郎兵衛跡を引き請け私方より除籍するので在来通り門徒へ加入願う)	明治十年丑六月廿日	1877	願主·川添幸三郎⑪、請人· 川添沖右衛門⑪

宛名	形態	点数	備考	一括情報	請求	番号
	包紙	1	34 の包紙カ		広栄寺	87
濃州石津郡時郷・本山相続 十六日講中江	横帳	1	明治廿三年写、法主七十四歳		広栄寺	77
	包紙	1			広栄寺	86
西ミの時山村・広栄寺殿	切紙	1			広栄寺	7
濃州時上村・広栄寺様、御 門徒衆中	切紙	1			広栄寺	30
西美濃・広栄寺様	竪紙	1			広栄寺	83
石津郡時山村・広栄寺殿	竪紙	1	罫紙		広栄寺	152
近江国坂田郡長浜・宗円寺 殿	竪紙	1	罫紙		広栄寺	149
	竪紙	1	野紙		広栄寺	150
□村・広栄寺殿	封筒			62-1 ~ 2 封筒一括	広栄寺 ~ 2	62-1
山村・広栄寺殿、御同行衆 中	切紙	1	木版刷	62-1 ~ 2 封筒一括	広栄寺	62-1
広栄寺殿	切紙	1	活版刷	62-1 ~ 2 封筒一括	広栄寺	62-2
	竪紙	1	罫紙	175-1~2級一括	広栄寺	175-1
	縦帳	1	罫紙	175-1~2級一括	広栄寺	175-2
広栄寺様	竪紙	1	包紙「永代経志 政右衛門」		広栄寺	121
広栄□様	竪紙	1	包紙「手形一通 庄屋弥惣右衛門」		広栄寺	145
広栄寺様	竪紙	1			広栄寺	99
広栄寺殿、御役方衆中、総 御檀家衆中	縦帳	1	   罫紙、表紙に「上組寺檀之証札」 	172-1 ~ 2 非一括	広栄寺	172-1
時山村・蔵林寺・山上信行 殿、檀家中	竪紙	1			広栄寺	95
広栄寺住職・山村義貞殿	竪紙	1			広栄寺	101
御手次·広栄寺御当職·山 村義貞殿	縦帳	1	表紙に「門徒中」		広栄寺	167
広栄寺住職·山村義貞殿	縦帳	1	表紙に「時山村下組門徒中」		広栄寺	168
川添沖右衛門殿	竪紙	1			広栄寺	147
広栄寺住職・山村義貞殿	竪紙	1			広栄寺	98
御年僧·広栄寺住職·山村 義貞殿	竪紙	1	包紙「証書一札 川添幸三郎」		広栄寺	125

大項目	中項目	小項目	整理番号	標題	年月日	西暦	作成
B支配	11 寺社	(5)檀家	12	証札二通	(明治十年丑六月 三十日)	1877	川添弥助、川添浅治郎
B支配	11 寺社	(5)檀家	13	届書一札之事(私忰が川添角右衛門方を相続につき除籍、養子先に 実子出生のときは分家するので 本家の通り貴寺門下に加入願う)	明治十年丑六月 三十日	1877	願主·川添弥助⑪、世話人· 川添文右衛門⑪
B支配	11 寺社	(5)檀家	14	届書一札之事(家内弟竹治を私 方相続として貰い請け入籍した ので同様の取り扱いを願う)	明治十年丑六月 三十日	1877	願主・川添角右衛門⑪、世 話人・川添浅治郎⑪
B支配	11 寺社	(5)檀家	15	〔奥書奥印〕	明治十二年一月 十八日	1879	川添半右衛門⑪(他二十名)
B支配	11 寺社	(5)檀家	16	証 (明覚寺離檀証書)	明治十二年一月日	1879	時山村・広栄寺住職・山村 義貞印
B支配	11 寺社	(5)檀家	17	請取書(離檀につき弐十円受納)	明治十二年一月日	1879	明覚寺住職・金森祐儀印
B支配	11 寺社	(5)檀家	18	請取証札壱通入			
B支配	11 寺社	(5)檀家	19	〔祠堂金都合十円にて譲書仕り たきにつき書状〕	一月十日		大橋明典
B支配	11 寺社	(5)檀家	20	口演(証札受領)	一月十九日		下山・大橋明典
B支配	11 寺社	(5)檀家	21	証札			
B支配	11 寺社	(6)出入	参考	乍恐以書付御願奉申上候(時山村 道場広栄寺直参願)	宝暦十年辰三月	1760	
B支配	11 寺社	(6)出入	1	乍恐書付ヲ以奉願上候(唯願寺と 不和になり平尾御坊へ訴え出るに あたり添状願う)	宝曆十一年巳二月	1761	時山百姓弐拾六人惣代組 頭·彦兵衛⑪、数平⑪、金 蔵卿、藤八卿
B支配	11 寺社	(6)出入	2	[時山村百姓請書断簡]	宝曆十一年巳二月	1761	時山村百姓·繁八印、彦兵 衛印、数平印、文四郎印、 平八印、[以下欠]
B支配	11 寺社	(6)出入	3	(時山村百姓の内弐拾六人が願い の義あるため当方へ罷り出る旨承 知につき書状)	二月三日		片桐此面忠好(花押)、正 安寺・他出故略印御免
B支配	11 寺社	(6)出入	4	<ul><li>〔時山村百姓が御地へ願いたき義あるため指し遣わすにつき書状下書〕</li></ul>			鈴木
B支配	11 寺社	(6)出入	5	(時郷百姓が御役所へ願い申し上 げる儀あるため差し遣わすにつき 書状)	二月十日		三輪武右衛門、小寺助右衛門、大嶽弥部右衛門
B支配	11 寺社	(6)出入	6	別而就御尋口上覚(時山広栄寺附 同行異論につき本山下知の趣申渡 し、看坊僧へ退寺の件一学様役人 へ尋ねたところ願いの通り仰せ付 けたとの由)	二月十三日		本願寺御門跡使僧・願成坊
B支配	11 寺社	(6)出入	7	〔弐拾五人の内その村に残った拾 九人は明朝罷り出るべしにつき書 付〕	二月十四日		稲葉利右衛門、富田丹下
B支配	11 寺社	(6)出入	8	〔時山四拾人との騒動につき書付 断簡〕			
B支配	11 寺社	(6)出入	9	口上(時山村百姓四拾人のうち当 御坊へ参詣の同行共今般遠忌法事 を勤めるため使僧として拙寺罷り 出るよう本山より下知ゆえ今日罷 り越す)	七月十九日		平尾御坊役寺·正安寺、同· 円性寺
B支配	11 寺社	(6)出入	10	〔包紙〕			平尾御坊役寺·正安寺、同· 円性寺
B支配	11 寺社	(6)出入	11	口上之覚 (時山村百姓の旦那寺離 旦願いの趣意)	(宝暦十二年) 閏 四月廿四日	1762	高木新兵衛·高木内膳·役 人共

宛名	形態	点数	備考	一括情報	請求	番号
	包紙			126-1 ~ 2 包紙一括	広栄寺 ~ 2	126-1
御手次·広栄寺住職・山村 義貞殿	竪紙	1		126-1 ~ 2 包紙一括	広栄寺	126-1
御手次·広栄寺住職·山村 義貞殿	竪紙	1		126-1 ~ 2 包紙一括	広栄寺	126-2
御手次·広栄寺住職·山村 義貞殿	縦帳	1	前欠		広栄寺	174
明覚寺住職・金森祐儀殿	竪紙	1			広栄寺	96
広栄寺住職・山村義貞殿、 同行中	竪紙	1			広栄寺	97
	包紙			163-1 ~ 2 包紙一括	広栄寺 ~ 2	163-1
山村義貞殿	切紙	1		163-1 ~ 2 包紙一括	広栄寺	163-2
時山・山村義貞殿	切紙	1		163-1 ~ 2 包紙一括	広栄寺	163-1
	紙袋	1	御菓子所の紙袋を再利用		広栄寺	165
	竪紙	1			蓬左·7 55·39	
山田元左衛門殿、三輪孫四 郎殿	竪紙	1			広栄寺	122
	竪紙	1	前後欠		広栄寺	142
山田元左衛門様	切紙	1	「名図・B-11-(6)-221」参照	69 で 70 ~ 72 を包む	広栄寺	71
平尾御役僧中様	切紙	1		66-1 ~ 20 紐一括	広栄寺	66-4
富田丹下様、稲葉利右衛門様	切紙	1		65-1 ~ 13 紐一括	広栄寺	65-9
高木内膳様、御役人衆中	切紙	1			広栄寺	4
時山村百姓中	切紙	1	包紙「富田丹下 稲葉利右衛門 時山村百姓中」		広栄寺	48
	竪紙	1	前後欠		広栄寺	140
	切紙	1			広栄寺	22
	包紙	1	22 の包紙カ	66-1 ~ 20 紐一括	広栄寺	66-6
	縦帳	1		67-1 ~ 7 紐一括	広栄寺	67-2

大項目	中項目	小項目	整理番号	標題	年月日	西暦	作成
B支配	11 寺社	(6)出入		口上之覚 (時山村一件は京都において許容により本山へ引き上げの 絵賛を広栄寺へ戻し看坊も許す)	五月		平尾御坊役寺・正安寺
B支配	11 寺社	(6)出入	13	口上覚 (時山村門徒異論につき 又々使僧と役人方と対談し門徒共 を治めるよう致したく頼み入る)	(宝暦十三年) 未 正月	1763	本願寺御門跡使僧・願成坊
B支配	11 寺社	(6)出入	14	乍恐口上書を以指上申御事(託念寺・明円寺・時村百姓中数百人広栄寺へ押し込みの件注進につき口上書写)	宝暦十三年未二月 三日	1763	時山村組頭惣代·藤八、同 惣百姓代·作右衛門
B支配	11 寺社	(6)出入	15	〔託念寺・明円寺・時村百姓中数 百人広栄寺へ押し込みの件注進に つき口上書写〕	二月三日		時山村庄屋、同組頭
B支配	11 寺社	(6)出入	16	(時山村願書を指し上げるにつき 書付)	四日		弥右衛門
B支配	11 寺社	(6)出入	17	覚 (留置の三人請取)	二月四日		下村庄屋・藤内⑪、上村庄 屋・吉兵衛⑪、細野村庄屋・ 平八⑪
B支配	11 寺社	(6)出入	18	〔三ヶ寺のうち平尾へ遣わすため 返答は暫く延引したいので平尾よりの書面二通・案文一通を返達す	二月七日		土屋瀬左衛門、三輪武右衛門
B支配	11 寺社	(6)出入	19	るにつき書状] [今般御用のためその元へ差し向 けるにつき書付]	二月八日		御使僧・願成坊
B支配	11 寺社	(6)出入	20	差上申一札之事(京都本山へ注進に及び不調法につき宿預り)	宝暦十三年未二月 八日	1763	時山村・平八⑪
B支配	11 寺社	(6)出入	21	差上申一札之事(京都本山へ注進に及び不調法につき宿預り、下書)	年号月日		平八
B支配	11 寺社	(6)出入	22	乍恐奉指上候口上覚(返寺願いの件、本山へ引き上げられた御絵指 し戻し願いの件等)	宝曆十三年未二月 九日	1763	時山村百姓惣代·作右衛門
B支配	11 寺社	(6)出入	23	差上申一札之事(平八一存で京都 本山へ注進のため上京)	宝暦十三年未二月 十日	1763	時山村・繁八⑪(他十七名)
B支配	11 寺社	(6)出入	24	差上申一札之事(平八は私共に何の相談もなく上京した旨届、下書)	年号月日		藤八、左吉、太兵衛、乙右 衛門、義兵衛、金蔵
B支配	11 寺社	(6)出入	25	〔一括包紙〕	(未三月)		[ ] 御門跡御内・願 成坊
B支配	11 寺社	(6)出入	26	〔時山村門徒出訴は門主も本意 でない件等につき書状〕	三月四日		願成坊富雅(花押)
B支配	11 寺社	(6)出入	27	〔時山村門徒出訴につき下間治 部卿法眼・苗村監物宛て高木大 炊返書および願成御坊宛て富田 丹下・山田元左衛門返書下書〕	(三月五日)		
B支配	11 寺社	(6)出入	参考	差上申済口証文之事(時山村道場 騒動一件)	宝暦十三未年八月	1763	訴訟方・高木一学知行所濃 州石津郡時鄉内時山村庄屋 沖右衛門煩ニ付代・拓右衛 門⑪(他十六名二寺)
B支配	11 寺社	(6)出入	参考	〔時山村門徒異論、関東表へ出訴のところ内済になり大慶、よって 其御表へ使僧願成坊を差し向ける につき書状〕	(宝曆十三年)八 月十一日	1763	苗村監物方矩(花押)、飼田大膳辰好(花押)、栗津大学元及(花押)、下間治部卿法眼賴静(花押)

宛名	形態	点数	備考	一括情報	請求	番号
	切紙	1	「名図・B-11-(6)-19- う」参照	67-1 ~ 7 紐一括	広栄寺	67-5
	切紙	1			広栄寺	10
稲葉利右衛門様	竪紙	1		67-1 ~ 7 紐一括	広栄寺	67-1
	切紙	1	端裏書「時山村ゟ差出候写」	66-1 ~ 20 紐一括	広栄寺	66-7
丹下様	切紙	1		66-1 ~ 20 紐一括	広栄寺	66-5
立木善左衛門様、稲葉利右 衛門様、鈴木多宝様	切紙	1			広栄寺	132
山田元左衛門様	切紙	1	包紙「山田元左衛門様 土屋瀬 左衛門 三輪武右衛門」	66-1 ~ 20 紐一括	広栄寺	66-3
時山村・広栄寺、同行中	竪紙	1		65-1 ~ 13 紐一括	広栄寺	65-11
御地頭様、御役人中様	竪紙	1			広栄寺	131
左吉、藤八、義兵衛、乙右 衛門、太兵衛、孫蔵	竪紙	1	包紙反故を利用		広栄寺	139
御役所様	竪紙	1			広栄寺	133
御地頭様、御役人中様	竪紙	1		65-1 ~ 13 紐一括	広栄寺	65-10
御地頭様、御役人中様	竪紙	1	包紙反故を利用		広栄寺	136
高木内膳様御内・山田元左 衛門様、富田丹下様	包紙			61-1~3包紙一括	広栄寺 ~3	61-1
山田元左衛門様、富田丹下 様	切紙	1		61-1 ~ 3 包紙一括	広栄寺	61-1
	切紙	1		61-1 ~ 3 包紙一括	広栄寺	61-2
御評定所	続紙	1			名図・E -72- あ	<b>3-11-</b> (6)
高木新兵衛様	切紙	1	包紙「高木新兵衛様 下間治部 卿法眼 苗村監物」		名図・E -77- あ	<b>3-11-</b> (6)

大項目	中項目	小項目	整理番号	標題	年月日	西暦	作成
B支配	11 寺社	(6)出入	28	〔時山村門徒異論は関東表へ出訴のところ内済になり大慶、よって 其御地へ使僧願成坊を差し向ける につき書状〕	(宝曆十三年)八 月十一日	1763	苗村監物方矩(花押)、飼田大膳辰好(花押)、栗津 大学元及(花押)、下間治 部卿法眼賴静(花押)
B支配	11 寺社	(6)出入	29	[時山村門徒異論、関東表へ出訴のところ内済になり大慶、よって 其御表へ使僧願成坊を差し向ける につき書状]	(宝曆十三年)八 月十一日	1763	苗村監物方矩(花押)、飼田大膳辰好(花押)、栗津大学元及(花押)、下間治部卿法眼賴静(花押)
B支配	11 寺社	(6)出入	30	〔包紙〕			下間治部卿法眼、苗村監物
B支配	11 寺社	(6)出入	31	口上覚(時山村・時村騒動につき 双方公訴のところ江戸・浅草輪番 取り扱い内済の趣意)	(宝曆十三年)八 月十一日	1763	本願寺御門跡使僧・願成坊
B支配	11 寺社	(6)出入	32	口上覚(時山村・時村騒動につき 双方公訴のところ江戸・浅草輪番 取り扱い内済の趣意)	(宝曆十三年)八 月十一日	1763	
B支配	11 寺社	(6)出入	33	口上覚(時山村・時村騒動につき 双方公訴のところ江戸・浅草輪番 取り扱い内済の趣意)	(宝曆十三年)八 月十一日	1763	
B支配	11 寺社	(6)出入	34	[時山村同行共今に上京いたさず、 早速罷り登るよう申し付け依頼に つき書状]	(宝暦十三年)九 月廿五日	1763	顕正坊了慶(花押)、真量 庵良恵(花押)
B支配	11 寺社	(6)出入	35	覚(時山村道場は高木新兵衛支配 往古より住僧出入届来)	未九月		高木内膳内・稲葉利右衛門
B支配	11 寺社	(6)出入	36	〔領分御咎の者共は当節赦免ある べき旨御尤至極につき書状〕	十二月十九日		願成坊富雅 (花押)
B支配	11 寺社	(6)出入	37	申渡覚(時山一件につき本寺家老 衆より平尾へ下知の条々)	申ノ九月		
B支配	11 寺社	(6)出入	38	申渡覚 (時山一件につき本寺家老 衆より平尾へ下知の条々)	申九月		
B支配	11 寺社	(6)出入	参考	時山村道場一件二付監物様江御掛 引并二大炊様御挨拶二而御貰被成 候書付共	安(永) 二年ゟ午ノ春	1773	
B支配	11 寺社	(6)出入	参考	内密書物 三			
B支配	11 寺社	(6)出入	39	[本尊寺号免許状写]	延宝九辛酉年六月 廿日	1681	七里道専、下間治部卿法眼
B支配	11 寺社	(6)出入	40	宗門御改二付寺内証文之事	明和六丑年三月日	1769	濃州石津郡時山村道場・広 栄寺、看坊・了円
B支配	11 寺社	(6)出入	41	〔金子百疋上納につき書付〕	申三月廿八日		役所印
B支配	11 寺社	(6)出入	42	志(金弐朱広栄寺、金壱歩弐朱 同門徒中)	申霜月廿二日		濃州時山村
B支配	11 寺社	(6)出入	43	一札之事 (時山惣道場の支配は大 炊様御貰になられる旨承知)	安永三年午四月	1774	鈴木弥市右衛門⑪、立木六郎右衛門⑪、加藤津大夫⑪
B支配	11 寺社	(6)出入	参考	一札之事(時山惣道場の支配は大 炊様御貰になられる旨承知、写)	安永三甲午年四月	1774	三輪代右衛門印、井狩浦右 衛門印、土屋甚五兵衛印、 大嶽弥部右衛門印、松井周 右衛門印
B支配	11 寺社	(6)出入	44	〔時山道場支配は御方様貰請なられ宗門帳書入もなられる由承知に つき書状〕	四月廿七日		片桐此面忠好(花押)

宛名	形態	点数	備考	一括情報	請求番号
高木内膳様	切紙	1	包紙「高木内膳様 下間治部卿 法眼 苗村監物」		広栄寺 60
高木大炊様	切紙	1			広栄寺 1
高木大炊様	包紙	1	1の包紙カ		広栄寺 84
	切紙	1	端裏書「せ印 内済之上御本山 ゟ御届ケ書写」		広栄寺 6
	切紙	1	端裏書「内済之上本寺より御取 計之書付」		広栄寺 39
	切紙	1			広栄寺 31
高木内膳様、御役人衆中	切紙	1	「名図・B-11-(6)-282」参照		広栄寺 2
御使僧・常徳寺殿	竪紙	1		61-1 ~ 3 包紙一括	広栄寺 61-3
山田元左衛門様、富田定之 進様	切紙	1	包紙「高木内膳様御内 山田元 左衛門様 富田定之進様 富雅」 「長浜御坊ニ而 願成坊」	66-1 ~ 20 紐一括	広栄寺 66-2
	切紙	1	端裏書「本寺御家老衆ゟ平尾へ御下知之書付則平尾ゟ被仰付候段此書付ヲ以御届ケニ御座候」	67-1 ~ 7 紐一括	広栄寺 67-3
	切紙	1	端裏書「時山一件二付 本寺御 家老衆ゟ平尾江御下知之書付則 平尾ゟ被仰付候段此書付を以御 届ケニ御座候」	67-1 ~ 7 紐一括	広栄寺 67-4
	紙袋一括	(14)	7H 7 PPCL DOJ	あ〜せ紙袋一括	名図・B-11-(6) -122- あ〜せ
	包紙一括	(3)		あ~う包紙一括	名図・B-11-(6) -122- あ~う
濃州石津郡土岐山村・惣道 場・広栄寺	折紙	1	「名図・B-11-(6)-122- あ」参照	65-1 ~ 13 紐一括、65-2 ~ 3 包 紙一括	広栄寺 65-3
加藤要左衛門殿、臼井弥右 衛門殿	竪紙	1	「名図・B-11-(6)-122-い」参照		広栄寺 104
濃州時山村・広栄寺	切紙	1	「名図・B-11-(6)-122- う」参照	65-1 ~ 13 紐一括	広栄寺 65-4
	切紙	1	「名図・B-11-(6)-122- う」参照	65-1 ~ 13 紐一括	広栄寺 65-5
山田元左衛門殿、平井伝左 衛門殿、平塚七左衛門殿、 藤田蔀殿	竪紙	1			広栄寺 91
山田元左衛門殿、平井伝左 衛門殿、平塚七左衛門殿、 藤田蔀殿	続紙	1			名図・B-11-(6) -127- あ
山田元左衛門様	切紙	1	包紙「山田元左衛門様 御報 片桐此面」、「名図・B-11-(6) -122-く」参照	65-1 ~ 13 紐一括	広栄寺 65-7

大項目	中項目	小項目	整理番号	標題	年月日	西暦	作成
B支配	11 寺社	(6)出入	45	[寺号ならびに住持の義を本山より仰せ付けられて宜しいか大炊様の思召次第に取り計らうにつき書 状]	五月廿五日		
B支配	11 寺社	(6)出入	46	[今般大炊様支配と定まった上は 先規の通り寺号ならびに看坊僧共 差免につき書状]	六月廿八日		片桐此面忠好(花押)
B支配	11 寺社	(6)出入	47	〔一括包紙〕			平尾・片桐此面
B支配	11 寺社	(6)出入	48	浄徳寺へ申聞候口上之覚(時山村 道場支配一件当年より大炊方支配 となったので道場寺号并看坊僧に ついて大炊方より本山へ御願い申 し上げたき趣につき相談、下書)			
B支配	11 寺社	(6)出入	49	浄徳寺江申聞候口上之覚(時山村 道場支配一件当年より大炊方支配 となったので道場寺号并看坊僧に ついて大炊方より本山へ御願い申 し上げたき趣につき相談、下書)	月日		
B支配	11 寺社	(6)出入	50	[広栄寺支配定まりにつき時山村 役人願書二通写、一通は寺法役所 へ直参願い、一通は北高木家役人 へ寺法役所出頭許可願い]			
B支配	11 寺社	(6)出入	51	〔一括包紙〕			唯願寺
B支配	11 寺社	(6)出入	52	〔道場の根元の書付写を指し上 げるにつき書状〕	三月十七日		唯願寺老院
B支配	11 寺社	(6)出入	53	〔時山道場御免なられその方へ 支配仰せ付けるにつき書付写〕	万治三年九月晦日	1658	下間治部卿法眼頼祐判
B支配	11 寺社	(6)出入	54	〔時山村百姓共差し出しの別紙書付についての存寄有無の返答は暫く延引するにつき書状〕	(寛政二年)三月 廿四日	1790	立木六郎右衛門
B支配	11 寺社	(6)出入	55	[時山道場の件で明日参上するに つき書状]	(寛政二年)四月 三日	1790	小寺助左衛門
B支配	11 寺社	(6)出入	56	[書類の内一通は返戻し残り三通 は同役へも内覧に及びて返上する につき書状]	卯月五日		小寺助左衛門
B支配	11 寺社	(6)出入	57	〔同役共書類一通内見したので返 戻するにつき書状〕	五日		介左衛門
B支配	11 寺社	(6)出入	58	[道場の件で外にも懸合に及びたいので御勝手次第御出で下さるよう頼むにつき書状下書]	四月八日		与次兵衛
B支配	11 寺社	(6)出入	59	〔去八日に差し上げた手紙を未だ 御覧になってないのか伺いにつき 書状〕	四月十三日		助左衛門
B支配	11 寺社	(6)出入	60	[時山村道場一件で明昼前後に参上するにつき書状]	(寛政二年)四月 十三日	1790	小寺助左衛門
B支配	11 寺社	(6)出入	61	以書付申上候事(師旦出入和談に つき書付指戻すところ忘失したた め見出し次第指戻す)	寛政二年戌四月	1790	時郷下村・唯願寺印
B支配	11 寺社	(6)出入		双方熟談古来之通り少シ茂申分無 御座則古例左之通り(時山村道場 一件につき双方熟談証文)	寛政二庚戌年五月	1790	濃州石津郡時山村庄屋·間平
B支配	11 寺社	(6)出入	62	[時山村道場一件につき双方熟談証文断簡]	(寛政二年五月)	1790	
B支配	11 寺社	(6)出入	参考	一礼之事 (時山村騒動一件につき 古例、写)	寛政二庚戌年	1790	了覚寺印、福存寺印、明覚 寺印、唯願寺印

宛名	形態	点数	備考	一括情報	請求番号
	切紙	1	包紙「包紙小奉書 御印書」	65-1 ~ 13 紐一括、65-2 ~ 3 包 紙一括	広栄寺 65-2
净徳寺様	切紙	1		65-1 ~ 13 紐一括	広栄寺 65-1
多良上原村・浄徳寺様	包紙		65-1 の包紙カ	65-1 ~ 13 紐一括、65-2 ~ 3 包 紙一括	広栄寺 65-2 ~3
(浄徳寺)	折紙	1	包紙反故を利用	65-1 ~ 13 紐一括	広栄寺 65-6
(浄徳寺)	切紙	1		65-1 ~ 13 紐一括	広栄寺 65-8
	切紙	1			広栄寺 53
藤田与次兵衛様、参人々御中	包紙			65-1 ~ 13 紐一括、65-12 ~ 13 包紙一括	広栄寺 65-12 ~13
藤田与次兵衛様	切紙	1		65-1 ~ 13 紐一括、65-12 ~ 13 包紙一括	広栄寺 65-12
濃州石津郡土岐村・唯願寺	切紙	1		65-1 ~ 13 紐一括、65-12 ~ 13 包紙一括	広栄寺 65-13
藤田与次兵衛様	切紙	1			広栄寺 18
藤田与次兵衛様	切紙	1			広栄寺 21
藤田与次兵衛様	切紙	1			広栄寺 20
与次兵衛様	切紙	1			広栄寺 36
助左衛門様	切紙	1			広栄寺 16
与次兵衛様	切紙	1			広栄寺 15
藤田与次兵衛様	切紙	1			広栄寺 14
高木千之助様、御役人衆御中	竪紙	1			広栄寺 93
	竪紙	1	「名図・B-11-(6)-127- い」参照		<u>蓬左・高ナ</u> 55・34
	竪紙	1	前後欠		広栄寺 141
高木千之助様、御役人中様	竪紙	1	「名図・B-11-(6)-127- う」参照		蓬左・高ナ 55・22

大項目	中項目	小項目	整理番号	標題	年月日	西暦	作成
B支配	11 寺社	(6)出入	63	〔時山村道場一件双方和熱し古来 の通り相調い当方においても大 慶、本山へは願証寺より通達する につき書状〕	五月廿二日		片桐此面
B支配	11 寺社	(6)出入	64	〔過日御使の砌寺法用他出のため 早速貴答あたわず失礼の至りにつ き別啓〕	五月廿二日		(片桐此面)
B支配	11 寺社	(6)出入	65	[めつさいは広栄寺にて執行、三季の義は古例の通り、唯願寺など四ヶ寺へ智幸より差し出しの書付は取り戻しにつき書付]			
B支配	11 寺社	(6)出入	66	覚(広栄寺看住より唯願寺へ年始 等に罷り出ること、双方熟談につ き先年智幸より四ヶ寺へ差し出し た書付は村々へ御返し下された い)			
B支配	11 寺社	(6)出入	67	乍恐御請申上候御事 (寺号広栄寺 御免につき請書写)	寛政二庚戌年十一 月	1790	高木千之助様御領知・濃州 石津郡時山村庄屋・間平(他 五名)、高木監物様御領知・ 同国同郡時山村庄屋・沖右 衛門(他五名)、高木修理 様御領知・同国同郡時山村 庄屋・浅右衛門(他五名)
B支配	11 寺社	(6)出入	68	[広栄寺一件本山より古法の通り 双方へ仰せ渡され寺号広栄寺と名 乗るよう御届け相済み大慶につき 薯蕷一篭進覧の書状]	十一月七日		藤田与次兵衛守祥(花押)
B支配	11 寺社	(6)出入	69	[本山触書について広栄寺請書預かり、広栄寺御影・寺号についての本山よりの御報今暫く延引につき書状]	十二月十日		片桐此面忠好(花押)
B支配	11 寺社	(6)出入	70	[広栄寺へ信証院様御影の件について本山集会所役僧中へ御手前様より紙面差し遣わし等依頼につき書状]	十二月廿八日		片桐此面忠好(花押)
B支配	11 寺社	(6)出入	71	[広栄寺へ信証院様御影の件について中務承知につき書状下書]	十二月廿八日		(藤田与次兵衛)
B支配	11 寺社	(6)出入	72	[広栄寺看僧候補を早く申し出る べきにつき廻状]	戌十二月廿六日		東御役人印
B支配	11 寺社	(6)出入	73	〔その寺留守居僧の見込みなければ早々に相談のため罷り出るべしにつき書状〕	十二月廿八日夜認		東御役人印
B支配	11 寺社	(6)出入	74	乍恐書付以願上候事(正月廿日までに伝光寺・福正寺の内にて専僧を御頼み下さるよう願う)	戌十二月大晦日		時山村庄屋・浅右衛門卿、 同村庄屋・沖右衛門卿、同・ 間平卿
B支配	11 寺社	(6)出入	75	〔時山村広栄寺寺号など古例の通り御頼みにつき書状下書〕	(寛政三亥年)二 月十四日	1791	藤田与次兵衛判
B支配	11 寺社	(6)出入	76	覚(藤田与次兵衛より片桐此面へ 遣わされの白木状箱一つ受取)	五月十九日		平尾御坊納所⑪
B支配	11 寺社	(6)出入	77	〔時山村道場寺号・御絵について 京都より御報延引の段千之助様へ よろしく仰せ上げ願うにつき書 状〕	八月二日		片桐此面忠好 (花押)
B支配	11 寺社	(6)出入	78	【広栄寺へ道場寺号と蓮如上人御 影ありたく京都へ申し上げたが今 以て返答なく今暫く御待ち下され たきにつき書状】	九月十六日		片桐此面忠好(花押)

宛名	形態	点数	備考	一括情報	請求	番号
藤田与次兵衛様	切紙	1	包紙「藤田与次兵衛様 片桐此面」	64-1 ~ 5 紐一括	広栄寺	64-2
(藤田与次兵衛様)	切紙	1	64-2 の別啓	64-1~5紐一括、64-4~5包紙 一括	広栄寺	64-5
	切紙	1			広栄寺	19
	竪紙	1			広栄寺	35
高木千之助様、御役人中様	竪紙	1	紙背に十一月七日付片桐宛藤田 書状下書二通・願成坊宛書状下 書あり		広栄寺	129
片桐此面様	切紙	1			広栄寺	5
藤田与次兵衛様	切紙	1	包紙「藤田与次兵衛様 御報片桐此面」	64-1 ~ 5 紐一括	広栄寺	64-3
藤田与次兵衛様	切紙	1			広栄寺	58
	切紙	1			広栄寺	59
時山村・浅右衛門殿 ⑩、沖 右衛門殿 ⑪、間平殿 ⑪	切紙	1	包紙「御用 時山村御三所庄屋 中 東御役人」		広栄寺	11
浅右衛門殿印、沖右衛門殿 印、間平殿印	切紙	1	包紙「御用廻状 時山村御三所 庄屋中 東御屋敷御役人」		広栄寺	32
東御役人衆中様	切紙	1	包紙「東御役人衆中様 時山村 間平 沖右衛門 浅右衛門」		広栄寺	54
片桐此面様	切紙	1	端書「寛政三亥年」		広栄寺	46
藤田与次兵衛様、御使衆	切紙	1		66-1 ~ 20 紐一括	広栄寺	66-8
藤田与次兵衛様	切紙	1	包紙「藤田与次兵衛様 御報片桐此面」	64-1 ~ 5 紐一括	広栄寺	64-1
藤田与次兵衛様	切紙	1	包紙「藤田与次兵衛様 御報 片桐此面」	63-1~3紐一括、付札「藤田 与次兵衛様 平尾御坊 片桐此 面」	広栄寺	63-1

大項目	中項目	小項目	整理番号	標題	年月日	西暦	作成
B支配	11 寺社	(6)出入	79	〔一括包紙〕	(寛政三年十月二 日)	1791	平尾御坊・片桐此面
B支配	11 寺社	(6)出入	80	〔時山村道場一件は本山より返答延引、とりあえず寺号は前件の通り名乗るよう申し越しにつき書状〕	(寛政三年)十月 二日	1791	片桐此面忠好(花押)
B支配	11 寺社	(6)出入	81	〔本山下知申し渡しの節に役人 中立会下さるなら寺法方役人も 出張り取り計らうにつき別啓〕	(寛政三年)十月 二日	1791	片桐此面
B支配	11 寺社	(6)出入	82	[時山村道場一件で仰せ進ぜられ の別紙の件に対し此方は何の存寄 もないにつき書状]	十月四日		加藤孫助
B支配	11 寺社	(6)出入	83	[時山村道場一件については役人 共揃い次第これより挨拶に伺うの で暫く猶予願うにつき書状]	十月五日		西御役人共
B支配	11 寺社	(6)出入	84	[時山村道場一件で遣わされの別 紙については付札の通り致したき につき書状]	十月六日		西御役人共
B支配	11 寺社	(6)出入	85	[思し召しの趣仰せ下され御尤に つき書状]	十月七日		西御役人共
B支配	11 寺社	(6)出入	86	<ul><li>〔時山村道場一件で藤田・平塚の □上趣につき書状〕</li></ul>	十月八日		土屋右衛門、井狩浦右衛門、 小寺助左衛門、三和六左衛 門
B支配	11 寺社	(6)出入	87	(時山村一件で使僧を遣わしたと ころ丁寧な返答を仰せ遣わされ御 礼につき書状)	十月八日		(東高木家役人)
B支配	11 寺社	(6)出入	88	[時山村一件で使僧を遣わしたと ころ丁寧な返答を仰せ遣わされ御 礼につき書状下書]	十月八日		(東高木家役人)
B支配	11 寺社	(6)出入	89	覚(御状と別紙受取)	亥十月九日		片桐此面⑪
B支配	11 寺社	(6)出入	90	〔時山広栄寺一件いまだ御沙汰なく延引につき書状〕	十月十六日		片桐此面
B支配	11 寺社	(6)出入	91	〔一括包紙〕			片桐此面
B支配	11 寺社	(6)出入	92	(時山道場一件についての本山よりの下知の趣につき書状)	十月廿九日		片桐此面忠好(花押)
B支配	11 寺社	(6)出入	93	〔広栄寺一件のため明朔日平尾御 坊より本山使僧御越しにつき書状 下書〕	十月晦日		
B支配	11 寺社	(6)出入	94	〔時山村一件で本山より使僧が明 日到着し二日浄徳寺において双方 へ下知の段承知につき書状〕	十月晦日		北御役人とも
B支配	11 寺社	(6)出入	95	〔時山村一件で本山より使僧が明 日到着し二日浄徳寺において双方 へ下知の段承知につき書状〕	十月晦日		
B支配	11 寺社		96	口上之覚(時山村道場一件につき 御当家より取り扱い双方熟和内済 の段門主も大慶、よって古例の通 り広栄寺と寺号名乗るよう申渡 す、尤も先代信証院御影は追って 掛け渡す)	十月		本願寺御門跡使僧・観乗坊
B支配	11 寺社	(6)出入	97	[時山村道場一件について本山より仰せ渡されの趣承知、修理・監物・時山村惣百姓も故障なきにつき書状]	十月		藤田与次兵衛

宛名	形態	点数	備考	一括情報	請求	番号
藤田与次兵衛様、人々御中	包紙			63-1 ~ 3 紐一括、63-2 ~ 3 包紙 一括	広栄寺 ~3	63-2
藤田与次兵衛様	切紙	1		63-1 ~ 3 紐一括、63-2 ~ 3 包紙 一括	広栄寺	63-2
(藤田与次兵衛様)	切紙	1	63-2 の別啓	63-1 ~ 3 紐一括、63-2 ~ 3 包紙 一括	広栄寺	63-3
藤田与次兵衛様	切紙	1			広栄寺	25
藤田与次兵衛様	切紙	1			広栄寺	43
藤田与次兵衛様	切紙	1			広栄寺	40
藤田与次兵衛様	切紙	1			広栄寺	37
藤田与次兵衛様、平塚七左 衛門様、富田定之進様	切紙	1			広栄寺	17
	切紙	1			広栄寺	51
	切紙	1			広栄寺	52
藤田与次兵衛様	切紙	1			広栄寺	41
藤田与次兵衛様	切紙	1		64-1 ~ 5 紐一括、64-4 ~ 5 包紙 一括	広栄寺	64-4
藤田与次兵衛様	包紙		64-4 の包紙カ	64-1 ~ 5 紐一括、64-4 ~ 5 包紙 一括	広栄寺 ~ 5	64-4
藤田与治兵衛様	切紙	1	包紙「藤田与治兵衛様 片桐此面」		広栄寺	81
唯願寺殿	縦帳	1		67-1 ~ 7 紐一括	広栄寺	67-6
東御役人中様	切紙	1	「名図・B11-(6)-126- う」参照		広栄寺	45
	切紙	1	「名図・B11-(6)-126- う」参照		広栄寺	47
	切紙	1		69で70~72を包む	広栄寺	70
片桐此面様	切紙	1		79-1~2重折一括	広栄寺	79-1

大項目	中項目	小項目	整理番号	標題	年月日	西暦	作成
B支配	11 寺社	(6)出入	98	〔本山下知の趣仰せ渡され方につ き書状〕			(藤田与次兵衛ヵ)
B支配	11 寺社	(6)出入	99	口演(時山道場一件で両家へ届向 および浄徳寺門末の面々へ申渡し 相済み請書申し付けの件承知、坊 官へ委曲吹聴相達)	十一月二日		浄徳寺ニ而・観乗坊
B支配	11 寺社	(6)出入	100	口上之覚 (御深情にて浄徳寺において取り計らい相済み大慶)	十一月二日		観乗坊
B支配	11 寺社	(6)出入	101	吟味書之覚(時山村道場一件落着 につき帰檀寺号等吟味書下書)	(寛政三年十一月)	1791	
B支配	11 寺社	(6)出入	102	〔断簡〕	寛政三年十一月	1791	高木監物樣御領知·同国同 郡時山村庄屋·津右衛門印、 組頭惣代·為右衛門印、百 姓代·德右衛門印、弥右衛 門印、軍次印
B支配	11 寺社	(6)出入	103	〔双方熟談につき書付写断簡〕			惣八印、高木修理様御領知· 同国同郡時山村庄屋・浅右 衛門印、組頭惣代・善助印、 四郎太夫印、百姓代・清次 郎印、庄兵衛印、銀右衛門 印
B支配	11 寺社	(6)出入	104	口上手扣	寛政三亥年	1791	
B支配	11 寺社	(6)出入		り扱い双方熟和内済にいたり大 慶、去る亥年に使僧をもって仰せ 越しの信証院様御影の件早々に懸 け合い頼むにつき書状]	(寛政六年寅) 正 月十一日	1794	藤田与次兵衛
B支配	11 寺社	(6)出入	106	[時山広栄寺信証院様御影の件で 京都より御沙汰につき書状]	(寛政六年) 九月 廿四日	1794	平尾御坊·片桐此面忠好(花押)
B支配	11 寺社	(6)出入	107	[広栄寺へ信証院様真影を早速掛け渡しありたく、尤も今一往平尾掛所役僧へ上京申し遣わしにつき書状]	(寛政六年) 閏 十一月晦日	1794	本願寺東御門跡役者・泉徳 寺・権律師祐宜 (花押)、 大量坊・権律師了恵 (花押)
B支配	11 寺社	(6)出入	108	〔一括包紙〕	寛政七年卯正月	1795	片桐此面忠好、明顕坊賢浄
B支配	11 寺社	(6)出入		[信証院様御影の件で時山村同行中より京都へ一通り御歎き申し上げるようとの事承知下されたい等につき書状]	(寛政七年)正月 十二日	1795	片桐此面忠好(花押)、明 顕坊賢浄(花押)
B支配	11 寺社	(6)出入		〔年賀状〕	(寛政七年)正月 十二日	1795	片桐此面忠好(花押)、明 顕坊賢浄(花押)
B支配	11 寺社	(6)出入	111	[信証院様御影一件承知および年 始祝詞につき書状二通写]	(寛政七年正月 十六日)	1795	(藤田与次兵衛判)
B支配	11 寺社	(6)出入	112	[心得のため別紙写差し上げるに つき書状]	正月十七日		藤田与次兵衛
B支配	11 寺社	(6)出入	参考	為取替証文之事(広栄寺一件につき示談証文)	文化十二年亥六月	1815	年寄・多郎蔵印、同断・新 八印(他十名)
B支配	11 寺社	(6)出入	113	〔時山村領分のうち拙寺へ十四日 に参詣する件承知につき書状〕	(年未詳)十月 十二日		唯願寺
B支配	11 寺社	(6)出入	114	〔看坊僧の件等よろしく願うにつ き書状〕	(年未詳)十月廿 二日		土屋右衛門
B支配	11 寺社	(6)出入	115	〔時への御便りの件、留守居僧退 寺の件等につき書状〕	(年未詳) 十二月 十八日		鈴木弥一右衛門
B支配	11 寺社	(6)出入	116	〔看坊僧につき書状下書〕	(年未詳) 十二月 十九日		

宛名	形態	点数	備考	一括情報	請求番号
(片桐此面様ヵ)	切紙	1	後欠	79-1~2重折一括	広栄寺 79-2
藤田与次兵衛様	切紙	1		27-1~2重折一括	広栄寺 27-1
	切紙	1		27-1~2重折一括	広栄寺 27-2
	竪紙	1	「名図・B-11-(6)-123」参照		広栄寺 92
	切紙	1	前後欠		広栄寺 143
高木中務様、御役人中様	竪紙	1	前欠(143の続きヵ)、唯願寺・ 明覚寺奥書あり		広栄寺 144
	包紙	1			広栄寺 88
御集会所御役僧衆中	切紙	1	端裏書「寛政六年寅正月」		広栄寺 55
高木中務様御内·藤田与次 兵衛様	切紙	1			広栄寺 3
藤田与次兵衛様	切紙	1			広栄寺 8
藤田与次兵衛様	包紙		57-1 の包紙カ	57-1~2包紙一括	広栄寺 57-1 ~2
藤田与次兵衛様	切紙	1		57-1 ~ 2 包紙一括	広栄寺 57-1
藤田与次兵衛様	折紙	1	包紙「片桐此面 明顕坊 藤田 与次兵衛様 寛政七年卯正月」		広栄寺 33
(明顕坊様、片桐此面様)	切紙	1	端裏書「寛政七年卯正月」	57-1 ~ 2 包紙一括	広栄寺 57-2
片桐此面様	切紙	1			広栄寺 49
広栄寺・晃龍殿	竪紙	1			蓬左・高ナ 55・15 (6)
藤田与次兵衛様	切紙	1			広栄寺 24
藤 与次兵衛様	切紙	1	包紙「藤田与次兵衛様 土屋右衛門」		広栄寺 26
藤与次兵衛様	切紙	1		69で70~72を包む	広栄寺 72
	竪紙	1	包紙反故を利用		広栄寺 82

大項目	中項目	小項目	整理番号	標題	年月日	西暦	作成
B支配	11 寺社	(6)出入	117	〔留守居坊退寺等につき相談の書 状下書〕	(年未詳)		
B支配	11 寺社	(6)出入	118	〔平尾より村方へも道行も下さる のでよろしく御頼み申し上げる様 子申し越し等につき書付〕	(年未詳)		西御役人共
B支配	11 寺社	(6)出入	119	〔付札「今之看僧へ」〕	(年未詳)		
B支配	11 寺社	(6)出入	120	〔時山村道場一件写留〕	(宝暦~寛政)		
B支配	11 寺社	(6)出入	参考	寛政二年庚戌年時山村道場一件済 口書共三通入	文政十一戊子年二 月	1828	
B支配	11 寺社	(6)出入	121	時山邑道場広栄寺一件	文政十二年己丑仲 春	1829	預り納戸方
					1		
B支配	11 寺社	(6)出入	参考	文政十二丑年類焼以後 時山道場 一件	天保二卯年五月ヨリ	1831	御役所
B支配	11 寺社	(6)出入	122	上組道場起立御尋口上書 (広栄寺 焼失後の経緯につき口上書、下書)	天保二年卯之極月	1831	濃州石津郡時山村·広栄寺 印
B支配	11 寺社	(6)出入	123	奉差上書記 (広栄寺焼失後の経緯 につき口上書、下書)	天保二年卯極月	1831	時山村百姓惣代・浅次郎印、 同断・宇平印、組頭惣代・ 幸助印、同断・権右衛門印、 庄屋・熊次郎印
B支配	11 寺社	(6)出入	124	奉達候口上書(広栄寺相続仕るよう歎願)	天保八年酉四月	1837	濃州石津郡時山邨·広栄寺
B支配	11 寺社	(6)出入	125	差上申一札之事(拙寺伝来の書類を預けるので変わらぬ取り成しを願う)	嘉永二年酉四[	1849	
B支配	11 寺社	(6)出入	参考	時山村蔵林寺御取立一件 東本山 掛合書類共	嘉永二己酉年十一 月	1849	西館寺社方
B支配	11 寺社	(6)出入	126	時山蔵林寺一条 弐通 (蔵林寺の 時山村移転につき三和六左衛門口 達書と時山村一札の下書)	(嘉永二年)	1849	
B支配	11 寺社	(6)出入	127	差上申一札之事 (蔵林寺の時山村 移転につき条々)	嘉永四年亥九月	1851	時山村·蔵林寺印、恵教(花 押)
B支配	11 寺社	(6)出入	128	〔類焼により延引していた礼金上 納により自庵の御書付御下げ願う につき書状写〕	(嘉永四年)十二 月十六日	1851	山田基左衛門、佐野保兵衛、 藤田与三左衛門
B支配	11 寺社	(6)出入	129	[延宝九年六月廿日その道場へ木 仏寺号御免のところ今度自庵に仰 せ付けられにつき御印書]	嘉永四年十二月廿 三日	1851	字野相馬直貞(花押)、川 那部図書宗岱(花押)
B支配	11 寺社	(6)出入	130	御詫申一札之事(本山の免許なく 御影安置につき詫状)	明治九年六月廿五 日	1876	時山村・蔵林寺住職・山上 信行、同高綱⑪、門徒惣代・ 善之助⑪、同・八郎兵衛⑪
B支配	11 寺社	(7)その他	1	〔前夫村毒流しにつき書状写〕	(寛政十午年)七 月三日	1798	

宛名	形態	点数	備考	一括情報	請求	番号
	切紙	1			広栄寺	42
東御役人中様	切紙	1			広栄寺	78
	切紙	1	紐の付札		広栄寺	90
	縦帳	1			広栄寺	185
	紙袋一括	(3)	包紙「済口書付写 三通入」「文 政十丁亥年ゟ時上村明覚寺与時 山村旦家与吊之義ニ付少々入組 有之候ニ付古書類吟味いたし候 得共済口分り兼候ニ付内々東様 江問合せ候処三通共東様ニ本紙 印付有之候ニ付写置双方江石之 旨申渡置候也 文政十一子二月 大嶽半之進 三輪右衛門 改 入ル」	あ〜う紙袋・包紙一括	名図・E -127- あ	
	木箱		蓋裏書「高木大内蔵貞教代改納		広栄寺	木箱
	紙袋一括	(21)		あ〜な紙袋一括	名図・E -145- あ	,
平尾御坊御役所	縦帳	1	奥書「右書面平尾江差出シ候ニ 付東御役所江入 御覧認メ方も 御差図を受ケ申候事」		広栄寺	169
東御役所様	縦帳	1	表紙に「寺事易地事ニ付書付差上候下書」		広栄寺	171
御役人中様	縦帳	1			広栄寺	173
広[ ]	竪紙	1	欠損		広栄寺	138
	紙袋一括	(28)		あ〜ふ紙袋一括	名図・F -150- あ	
	縦帳	1	「名図・B-11-(6)-150- に , ぬ」 参照		広栄寺	170
唯願寺殿	竪紙	1			広栄寺	113
東六条御殿、御集会所御役僧中様	縦帳	1		172-1 ~ 2 非一括	広栄寺	172-2
濃州石津郡時山村・広栄 寺・義成	折紙	1	包紙「御印書」		広栄寺	127
唯願寺殿、明覚寺殿、了覚 寺殿、広栄寺殿	竪紙	1			広栄寺	94
西御役人中様	切紙	1		66-1 ~ 20 紐一括、66-9 ~ 20 巻 込一括	広栄寺	66-9

大項目	中項目	小項目	整理番号	標題	年月日	西暦	作成
B支配	11 寺社	(7)その他	2	美濃国石津郡時郷時山村仮名附帳	享和三年亥十一月	1803	広栄寺⑪
B支配	11 寺社	(7)その他	3	覚(元利拾三両四拾六匁五分請取)	文政六年未五月	1823	保月村・伝重郎印
B支配	11 寺社	(7)その他	4	〔金子請取手形紛失につき願書〕	弘化五戊申年二月	1848	近江国犬上郡水邑・治郎右 衛門⑪、同郡保月村・せわ 人・橘藏⑪
B 支配	11 寺社	(7)その他	5	勘定書(御影・御絵伝御礼ほか差 引勘定)	慶応元乙丑年十二 月	1865	御絵表所·渡辺源左衛門印
B支配	11 寺社	(7)その他	6	請取一札之事(蔵林寺講掛金請取)	明治五年申十月 十二日	1872	請取·政治郎@、証人·久 蔵@
B支配	11 寺社	(7)その他	7	借用金証書 (金壱円五拾銭)	明治十一年寅ノ五 月廿日	1878	打上村・木下信之⑪
B支配	11 寺社	(7)その他	8	請取証(達如上人証印御文五帖一 部代三円請取)	明治十九年十二月 十八日	1886	上石津郡時山村・川添権弥 ⑩、本人依願ニ依リ代書仕 候也・親類之内・三輪清蔵 ⑪
B支配	11 寺社	(7)その他	9	借用証 (金五円)	明治二十一年二月 廿六日	1888	借用主・山村義貞⑪
B支配	11 寺社	(7)その他	10	請取記(御影願込につき取替金拾 壱円請取)	明治二十一年三月 五日	1888	本人・川添吉兵衛⑪
B支配	11 寺社	(7)その他	11	借用金証 (金拾円)	明治二十一年三月 廿五日	1888	借用主・山村義貞⑪
B支配	11 寺社	(7)その他	12	〔太吉の御本尊写〕	(明治)廿四年五 月一日	1891	
B支配	11 寺社	(7)その他	13	質入証文之事	寅七月日		借主・平右衛門⑪
B支配	11 寺社	(7)その他	14	キ(酒代十七銭受取)	午八月		トキ・〈マル三〉みせ⑪
B支配	11 寺社	(7)その他	15	記(味噌・溜り代ほかメ四拾七銭 弐厘、八月廿六日受取)	八月		与七
B支配	11 寺社	(7)その他	16	記(油代メ六拾四銭)	午八月		川添長太郎
B支配	11 寺社	(7)その他	17	記(いわし・しいら代メ五銭五厘)	午八月		時山・与曾弥
B支配	11 寺社	(7)その他	18	覚(みそ代ほかメ九十九銭四厘)	午八月		喜三郎
B支配	11 寺社	(7)その他	19	覚(みそ代ほかメ二円四十三銭四 厘)	未一月		喜三郎
B支配	11 寺社	(7)その他	20	記(味噌代ほかメ四拾八銭受取)	未一月		与七
B支配	11 寺社	(7)その他	21	覚(引残金壱分弐朱銭弐百六拾六 文上納)	酉ノ十二月廿五日		川添逸平次
B支配	11 寺社	(7)その他	22	記(三銭五厘)	一月廿五日		駄や
B支配	11 寺社	(7)その他	23	[去年参上した折御厚情に預かり 御礼、帰国何時とも計りがたいが 都合いたし再参するにつき書状]	二月十五日		枕石・西□
B支配	11 寺社	(7)その他	24	〔其表へ罷り出ること今に延引残 念等につき書状〕	二月廿七日		威力院
B支配	11 寺社	(7)その他	25	おほへ(メ三十三銭七厘、内三十銭入)	三月十六日		大カキや・藤七
B支配	11 寺社	(7)その他	26	[メ四十四銭三厘勘定書付]	五月十七日		
B支配	11 寺社	(7)その他	27	口上(本山用申し付けられ蓮明寺 へ参るにつき拙寺案内申し付けられたが病気のため小僧を遣わす)	五月廿七日		託念寺
B支配	11 寺社	(7)その他	28	覚(四匁七分受取)	九月三日		山魚長兵衛

宛名	形態	点数	備考	一括情報	請求	番号
御勘定所	縦帳	1		67-1 ~ 7 紐一括	広栄寺	67-7
時山村・広栄寺様	切紙	1			広栄寺	160
濃州時山村・光遠(ママ)寺様	竪紙	1			広栄寺	130
美濃国石津郡時郷細野村· 本誓寺·教海殿	切紙	1			広栄寺	158
広栄寺殿	竪紙	1			広栄寺	135
時山村・山村義貞殿	竪紙	1			広栄寺	137
御手次·広栄寺住職·山村 義貞殿	竪紙	1			広栄寺	120
川添宗九郎殿	切紙	1			広栄寺	162
広栄寺殿	切紙	1			広栄寺	50
川添宗九郎殿	竪紙	1	<b>罫</b> 紙		広栄寺	151
	切紙	1			広栄寺	159
御寺様	竪紙	1			広栄寺	134
寺・上様	切紙	1		68-1 ~ 9 紐一括	広栄寺	68-4
山村様	切紙	1		68-1 ~ 9 紐一括	広栄寺	68-5
広栄寺様	切紙	1		68-1 ~ 9 紐一括	広栄寺	68-7
広栄寺様	切紙	1		68-1 ~ 9 紐一括	広栄寺	68-8
御寺様	切紙	1		68-1 ~ 9 紐一括	広栄寺	68-9
御寺様	切紙	1		68-1 ~ 9 紐一括	広栄寺	68-2
山村様	切紙	1			広栄寺	13
御役人中様	切紙	1		66-1~20紐一括、66-9~20巻 込一括	広栄寺	66-10
山村様	切紙	1			広栄寺	38
広栄寺様	切紙	1	包紙「美濃国石津郡時山村広栄 寺様 枕石寺西□」「京都上珠 数屋町烏丸通東へ入所 富田屋 彦右衛門方ゟ出ス」		広栄寺	157
時山・広栄寺様	切紙	1	封字「宝原出」	68-1~9紐一括	広栄寺	68-1
上	切紙	1		68-1~9紐一括	広栄寺	68-6
	切紙	1		68-1 ~ 9 紐一括	広栄寺	68-3
	切紙	1	端裏書「四」		広栄寺	12
	切紙	1		66-1 ~ 20 紐一括、66-9 ~ 20 巻   込一括、66-11 ~ 20 綴一括	広栄寺	66-12

			_		1		
大項目	中項目	小項目	整理 番号	標題	年月日	西暦	作成
B支配	11 寺社	(7)その他	29	覚(壱冊代壱匁六分受取)	九月三日		林宗兵衛⑪
B支配	11 寺社	(7)その他	30	覚(代弐朱請取)	九月三日		嘉兵衛
B支配	11 寺社	(7)その他	31	覚(四貫八百廿文)	九月四日		すや・清三
B支配	11 寺社	(7)その他	32	覚 (メ壱貫九百文)	九月十一日		扇子屋・七兵衛
B支配	11 寺社	(7)その他	33	覚(メ四拾弐匁六分四貫八百文)	九月十四日		扇七
B支配	11 寺社	(7)その他	34	覚(〆拾六匁五分)	九月廿八日		茂七
B支配	11 寺社	(7)その他	35	覚(百拾壱匁五分請取)	九月廿八日		いがや・源太郎
B支配	11 寺社	(7)その他	36	おほへ(メ弐百八文受取)	臘月廿二日		元六
B支配	11 寺社	(7)その他	37	〔残り五百四十弐文につき付札〕			
B支配	11 寺社	(7)その他	38	〔俳諧、時山の里なる霊岸法師の 芳庵を伺いて〕			鳳枝
B支配	11 寺社	(7)その他	39	弔詞(戦死者への弔詞)	(戦後) 三月七日		時山青年団長・川添稔

宛名	形態	点数	備考	一括情報	請求番号	
	切紙	1		66-1~20紐一括、66-9~20巻 込一括、66-11~20綴一括	広栄寺	66-13
	切紙	1	印は京都の大黒屋	66-1~20紐一括、66-9~20巻 込一括、66-11~20綴一括	広栄寺	66-15
みのや・源助様	切紙	1		66-1~20紐一括、66-9~20巻 込一括、66-11~20綴一括	広栄寺	66-19
御若様	切紙	1		66-1~20紐一括、66-9~20巻 込一括、66-11~20綴一括	広栄寺	66-16
三□組・御若様	切紙	1		66-1~20 紐一括、66-9~20 巻 込一括、66-11~20 綴一括	広栄寺	66-17
つかや・御若様	切紙	1		66-1~20 紐一括、66-9~20 巻 込一括、66-11~20 綴一括	広栄寺	66-18
御若様	切紙	1		66-1~20 紐一括、66-9~20 巻 込一括、66-11~20 綴一括	広栄寺	66-20
	切紙	1		66-1~20 紐一括、66-9~20 巻 込一括、66-11~20 綴一括	広栄寺	66-14
	切紙	1	一括紐の付札	66-1~20 紐一括、66-9~20 巻 込一括、66-11~20 綴一括	広栄寺	66-11
	切紙	1			広栄寺	44
	切紙	1	封筒「弔詞」		広栄寺	184